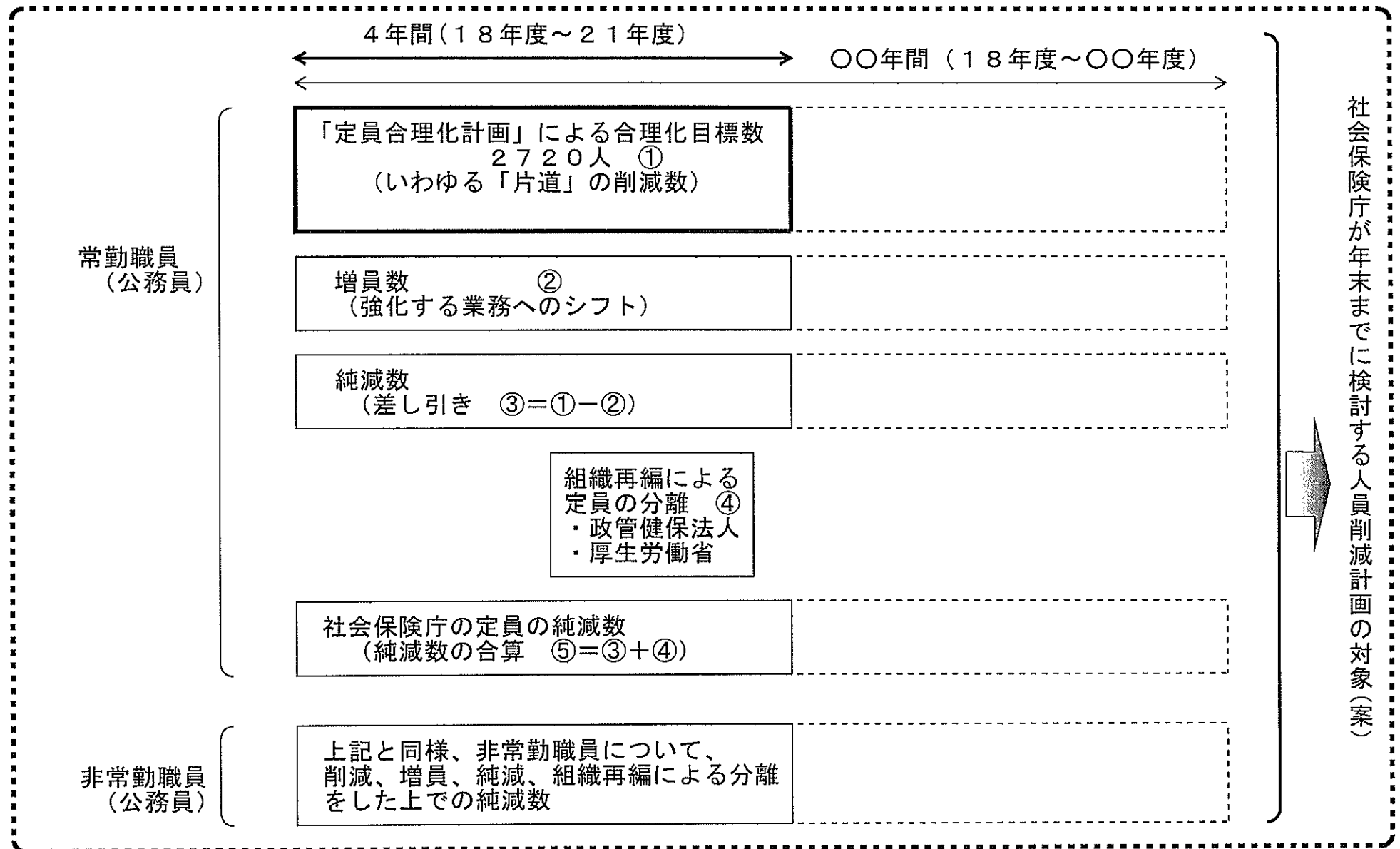


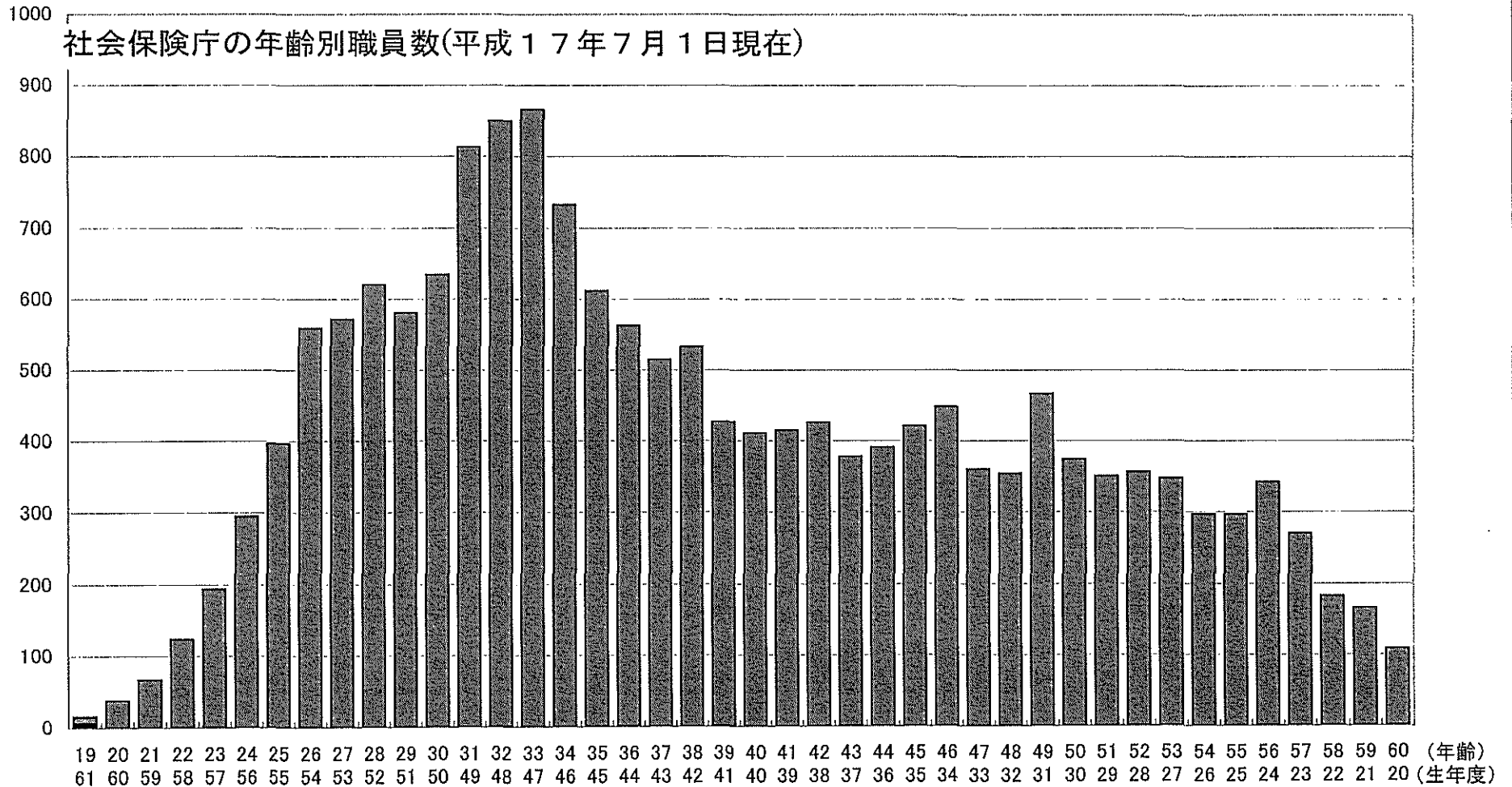
政府の定員合理化計画と社会保険庁の人員削減計画との関係



○職員の採用数と人員削減について

- 組織の活力を長期的に維持していくためには、職員の年齢構成が大きく歪むことのないよう、定員の削減を進めつつも、一定規模の新卒職員の採用を継続していくことが不可欠。
- このため、人員削減計画を検討するに当たっては、毎年度の退職者の見込み数や、必要な採用数の規模とのバランスを図ることが必要。

(人) ○ なお、平成17年度の退職見込み数は、定年退職と自己都合退職を含め、400名程度と見込んでいる。



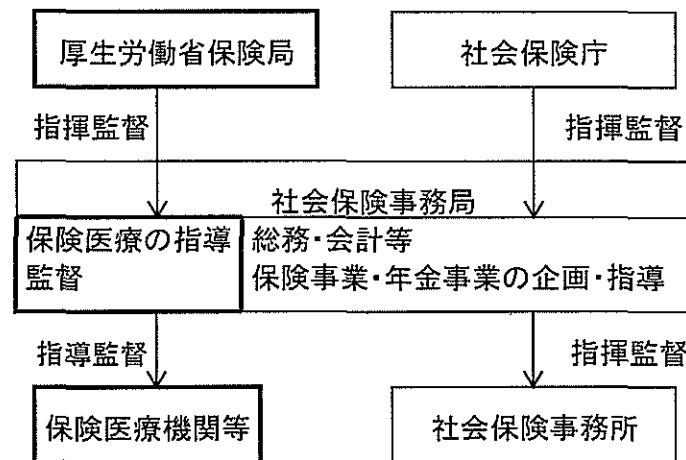
12. 保険医療の指導監督事務について

1. 現状

各都道府県の社会保険事務局が実施している保険医療に関する事務としては、社会保険庁本庁の指揮監督に基づき実施している政管健保の保険者としての業務の他に、行政事務として厚生労働省（保険局）の指揮監督の下に実施している、

- ・医療保険の医療に関する監督に関する事務
- ・保険医療機関、保険薬局等に対する指導及び監督に関する事務
- ・保険医療機関、保険薬局等の指定及び指定の取消等に関する事務
- ・地方社会保険医療協議会に関する事務

等の「保険医療の指導監督の事務」がある。



※ 各都道府県の社会保険事務局において、保険医療の指導監督業務に従事している職員は、正職員 431 名、非常勤職員 88 名となっている。
(16 年 4 月現在)

2. 今後の見直しの方向

「保険医療の指導監督の事務」については、

- ・医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営を確保するために必要な事務であること
- ・保険医療機関の指定等は、全国を通じて、公的医療保険による診療を任せることが適切な医療機関を指定する行政事務であること

などから、引き続き国の責任において実施すべきものであるが、その事務の性格等を踏まえ、実施体制を検討する必要がある。

保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について(平成15年度)

1. 指導の実施状況

- 指導 …… 保険医等に、適正に療養の給付を実施させるため、療養担当規則に定められている診療方針、診療報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として実施。指導後、必要に応じ、再指導又は監査へ移行するとともに、不当請求金額の返還措置を実施。

(1) 個別指導：診療内容又は診療報酬請求に関する情報提供があった保険医療機関等を対象に実施

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1,180件	1,047件	902件	3,129件
保 険 医 等	5,319人	1,291人	1,164人	7,774人

(2) 新規個別指導：新規に指定された保険医療機関等を対象に実施

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,028件	1,452件	1,537件	5,017件
保 険 医 等	2,225人	1,510人	2,491人	6,226人

(3) 集団的個別指導：診療報酬請求が高点数の保険医療機関等を対象に一定の場所に集めて実施

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
集団的個別指導	4,321件	2,910件	2,360件	9,591件

2. 監査の実施状況

- 監査 …… 保険医等の行う療養の給付が、療養担当規則に従って適正に実施されているか、出頭命令、立入検査等を通じて確認することを目的として実施。監査後、必要に応じ、不正請求金額の返還措置及び保険医療機関の指定の取消等を実施。

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	36件	24件	9件	69件
保 険 医 等	158人	24人	28人	210人

3. 保険医療機関等の指定取消及び保険医等の登録取消の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	19件	13件	6件	38件
保 険 医 等	13人	14人	2人	29人

4. 返還金額の状況 返還金額 63億2,721万円 (うち 指導による返還分 40億5,726万円 監査による返還分 22億6,995万円)

13. 地方組織の抜本改革について

1 社会保険事務局のブロック単位の集約化

- ① 各都道府県ごとに設置されている現行の地方社会保険事務局（47）については、内部統制（ガバナンス）の強化、効率的な事業の実施等を図るため、これを廃止した上で、ブロック単位の集約化する。

<ブロック化の利点>

- ・ 本庁からの内部統制（ガバナンス）の強化を行いやすい。
- ・ 都道府県域を超えた広域的な人事管理が行いやすい。
- ・ 集約化により要員を簡素化し、他の業務へシフトできる。
- ・ 社会保険事務所の指導監督を広域的に行うことができ、業務の均質化や、優れた取組みの普及を図ることができる。
- ・ 地方事務官制に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改めることができる。

- ② ブロック化の時期については、政府管掌健康保険の業務が公法人に分離されて、年金の新組織が設置される時（平成20年秋目途）とする。
ただし、先行してブロック単位の集約化できるものは、平成18年度にも実施する方向で検討する。

(参考)

<各省庁のブロック組織の例> (ブロック数は、支局を含む。沖縄事務所等を除く。)

省庁	組織名	ブロック数	名称
防衛施設庁	防衛施設局	8	札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇
総務省	管区行政評価局	8	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、四国支局、九州
	総合通信局	10	北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州
法務省	法務局	8	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
	地方入国管理局	8	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
公安調査庁	公安調査局	8	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州
財務省	財務局	10	北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、福岡支局、九州
国税庁	国税局	11	札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本
厚生労働省	地方厚生局	8	北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、四国支局、九州
農林水産省	地方農政局	8	北海道事務所、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州
林野庁	森林管理局	7	北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州
経済産業省	経済産業局	8	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州
国土交通省	地方整備局	9	北海道開発局、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州
	地方運輸局	9	北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州

※社会保険事務局のブロック化に当たっては、関東地域の事業規模（厚年事業所数で29.7%、国年被保険者数で35.1%）が大きいことへの考慮が必要。

2 要員配置の見直し

- ①組織の見直しに先立って、業務量の地域間格差を是正し、各社会保険事務局の業務量に応じた適切な人員配置となるよう、平成17年度より3年間で、事務局間の正規職員の配置の見直し（520人）を行う。
- ②非常勤職員についても、業務量に対応して数を調整する。

3 広域的な人事異動の拡大

- ①社会保険事務局間の人事異動 <16年度> 実績なし → <17年度> 71人(10月1日現在)
※17年度中に100人規模とする。
- ②本庁と社会保険事務局間の人事異動
本庁 → 社会保険事務局 <16年度> 161人(38事務局) → <17年度> 184人(47事務局)
(10月1日現在)
社会保険事務局 → 本庁 <16年度> 32人(23事務局) → <17年度> 76人(39事務局)
(10月1日現在)

4 事務局間、事務所間の競争促進

○「社会保険事務局・事務所グランプリ」の実施（平成17年度～）

主要な事業の取組状況について、事務局・事務所ごとの年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについては、長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。（平成17年度～）

5 業務品質の管理の徹底

①全国統一マニュアルの作成・徹底（平成18年度から運用開始）

全国的に統一した業務マニュアルを作成し、職員研修等により徹底することにより、業務品質の標準化を図る。

②業務ノウハウの収集及び共有化（平成18年度から段階的に実施）

社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を図る。

6 コスト管理の徹底

①社会保険事務所における事業コストの管理（平成16年10月～）

社会保険庁全体で共通の事業単位コードを設定し、事業単位ごとの予算の執行状況について把握できる仕組みを構築し、社会保険事務所における適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を実施。

②「調達委員会」及び「契約審査会」の設置（平成16年10月～）

本庁に設置した「調達委員会」及び各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、主要な調達案件について、その必要性、数量、契約方法等の厳格な審査を実施。